三重県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 申請書類チェックリスト

《申請者の共通書類》

	提出書類	確認事項	✓
1	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書 (第1号様式) ※	・内容をよく読み、申請者が直筆で記入	
2	個人情報の取扱いに関する同意書(第2号様式)		
3	資金使途報告書(別記参考)	資金使途の詳細をご記入ください	
4	世帯全員分の住民票	▶発行から3か月以内 ▶個人番号の住民票コード以外すべて記載されたもの (世帯全員分) ▶本籍地記載のもの	
5	身分証明書のコピー	運転免許証等の公的機関が発行する顔写真付のもの	
6	他制度の利用がある場合、貸付金額や制度概要 がわかる書類のコピー	決定通知書、借用書 等	
7	申請書用紙の「他制度の利用状況」の決定済・利 用中にチェックを入れた方	決定を受けた機関の内容が分かるもの(写し)	

※収入印紙・切手はコンビニで購入できます。

<入学準備金>

1	 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書(写) 	三重県または県内市町が発行したもの	
2	養成機関への入学が確認できる書類	養成機関が発行した在学証明書の原本(学生証のコピーは不可)	
3	使途が確認できる書類 (「申請書(第1号様式)」と「資金使途報告書(別記 参考)」に記載した分)	養成機関に支払う入学金や学用品等の額が記載された 入校案内(写)等	
		支払金額がわかる領収書(写) や使途がわかるように メモを記入したレシート(写)等	

<就職準備金>

1	高等職業訓練 <u>修了支援</u> 給付金の支給決定通知書 (写)	訓練修了後、三重県または県内市町が発行したもの	
2	養成機関の卒業・修了が確認できる書類	養成機関が発行した卒業・修了証書(写)	
3	取得した資格を証明する書類(資格登録証(写)ま たは登録済証明書(写))	合格通知は不可	
4	就職の決定を証明する書類	雇用契約書(写)等、三重県内で資格を活かした業務(1 週間の所定労働時間 20 時間以上)に従事することが わかるもの	
	使途が確認できる書類	【転居のとき】契約書(写)等内容がわかるもの	
5	 (「申請書(第1号様式)」と「資金使途報告書(別記 参考)」に記載した分)	【物品購入等のとき】支払金額がわかる領収書(写)や、 使途がわかるようにメモを記入したレシート(写)等	

▶就職準備金枠 2、3、4 → 入学準備金を既に借り入れており、先に入学準備金の返還猶予申請時に該当書類を 提出済みでかつ返還猶予申請書提出時から状況に変わりないときは省略可

裏面に続く

≪連帯保証人を立てる場合≫

≪連帯保証人の書類≫

1	個人情報の取扱いに関する同意書 (第2号様式)の連帯保証人欄	▶連帯保証人が直筆で記入 ▶被扶養者、住民税(市・県民税)の所得割が非課税の方 は対象となりません ▶連帯保証人は原則県内に住所を有し、75歳未満 ▶申請者が未成年(18歳未満)のときは、法定代理人 (父母)であること	
2	 同意書(申請者が未成年の場合) 	申請者が未成年(18 歳未満)のとき、法定代理人(父 母)が直筆で記入してご提出ください	
3	連帯保証人の収入を証明する書類	直近の「所得 <u>課税</u> 証明書」 ▶住民税(市・県民税)の所得割が非課税の方は連帯保 証人の対象となりません	
4	連帯保証人の住民票	▶発行から3か月以内 ▶個人番号の住民票コード以外すべて記載されたもの ▶本籍地記載のもの	
5	連帯保証人の身分証明書のコピー	運転免許証等の公的機関が発行する顔写真付のもの	

- ▶ 提出前に、申請書類に不備がないかご確認ください。再提出等により、審査結果が出るまでに時間が かかることがあります。
- ▶ 申請書類の提出後に必要に応じて、聞き取り確認や追加書類の提出を求めることがあります。

申請書類提出先

下記までご提出ください。(郵送可) 申請書類を送付の際、切り取ってご利用ください

T514-8552

三重県津市桜橋2丁目131

(三重県社会福祉会館2階)

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

三重県生活福祉資金センター

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付担当宛 【申請書類在中】

※ 宛名に「 ひ と り 親 貸 付 担 当 宛 」の記載にご協力ください